

首都圏における県産農産物評価向上支援事業委託業務

説明書

1 業務概要

1-1 業務の目的

高品質な奈良県産農産物を首都圏へ安定供給し、首都圏マーケットでの評価を向上させることを通じて、首都圏における奈良県産農産物のブランド化を図る。併せて、奈良県産農産物の首都圏における競争力強化を推進する。

1-2 業務内容

- (1) 奈良県産農産物の集荷から配送まで一連の首都圏への安定した配送体制を構築する。
 - ・大田市場、築地市場(豊洲市場)等の首都圏市場、首都圏のレストラン・量販店等での販売を希望する県内生産者等の農産物を配送すること。ただし、県内出発日(発送日)は平成30年3月30日(金)までとすること。
 - ・県内生産者等が農産物を持ち込む「集荷拠点」を県内に1箇所以上設置し、県内流通の拠点とすること。尚、集荷拠点は保冷設備を有すること。
 - ・集荷拠点の利用が困難な県内生産者等への集荷対応(県内集荷拠点までの配送)を行うこと。
 - ・配送手段は、低コストで効率的、また保冷設備を有するものを使用すること。
- (2) 週3回以上を原則として、大田市場・築地市場(豊洲市場)等の首都圏市場へ農産物を直送する。
 - ・県内を原則、月曜、水曜、金曜に出発することを含めた配送計画とすること。
 - ・市場開場日の午前3時到着に間に合うように、県内を出発すること。
(別紙1「平成29年度 大田市場・築地市場(豊洲市場)の休開場カレンダー」参照)
- (3) 出荷希望者から手数料を徴収し、県委託料と併せて業務を実施する。
 - ・手数料は、本業務を継続して行うことに対して徴収するものであり、出荷希望者の配送量に応じた徴収額となるよう設定すること。
- (4) 本業務について、県内生産者等へ広く周知し配送量の増加を図る。
 - ・県内において配送量の増加に繋がる効果的な広報活動を実施する。
- (5) 首都圏における販路開拓・拡大の取り組みを実施する。
 - (ア) 首都圏において配送量を増やす取組について県と協議のうえ、事業者が主体となり企画・実施すること。
 - (イ) 県が主体となる以下の取り組みについては、県の指示に基づき対応すること。
 - ・首都圏への県内生産者等の派遣
 - ※1. 費用として概算80,000円(税込)を見積価格に含めること(内訳:40,000円/人×2人)
 - ※2. 上京する際の新幹線等のチケット、宿泊施設の手配は生産者等が行うものとする。
 - ※3. 派遣する生産者等は県が決定する。
 - ・販路開拓・拡大のためのサンプルの確保、送付
 - ※費用として概算60,000円(税込)を見積価格に含めること。尚、サンプル内容、送付先などは県から指示で行うものとする。
- (6) 首都圏への配送方法について出荷希望者からの問合せに対応する。ただし、必要な場合は、県と協議し決定する。
 - ・配送方法は、県と協議し作成したマニュアルを基に案内すること。
 - ・首都圏の配送先との配送調整、農産物の代金決済は、出荷希望者が行うこととする。
- (7) 配送の状況について県に報告する。
 - ・毎週、配送品目・量・配送先・利用者数などについて報告すること。
 - ・4半期毎に集出荷、運行の状況について課題と、その改善策を分析・整理し、県に報告する

こと。

1-3 履行期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）までとする。

1-4 参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加資格者名簿の営業種目Q7（諸サービス）に登録されている者であること。なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、技術提案書の提出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。入札参加資格を得るために必要な書類等は、次に示す部署に問い合わせること。
〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）
TEL 0742-27-8908
- (2) 県内に本社もしくは支店ないし営業所を設置している者であること。
- (3) 本件業務と同類の業務（農産物の集荷、首都圏での農産物の販売、首都圏への農産物の配送の何れか）を実施した実績（規模は問わず）を有する者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること
- (6) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (10) 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (11) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (12) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (14) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

1-5 業務報告等

- (1) 委託事業者は、業務が終了したときは、次に掲げる事項を内容を含む事業実績報告書2部を作成し、平成30年3月31日までに奈良県知事あて提出すること。
 - ① 実績報告書（課題、改善策の分析、整理を含む。）
 - ② 経費報告書
 - ③ 業務週報（写）
 - ④ その他、奈良県が必要に応じて求める書面
- (2) 奈良県知事は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは委託事業者に対し報告を求め、または奈良県職員に事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、

もしくは、関係者に質問させるなど、必要な調査を行うことができる。

2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答

- 2-1 受付期間 平成29年3月7日(火)の午後5時まで。
受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日
を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日
(以下「県の休日」という。)を除く。
- 2-2 提出先 奈良県農林部マーケティング課 販売・流通係
TEL 0742-27-5427
FAX 0742-26-6211
住 所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
- 2-3 提出方法 FAXで提出し、電話にて送付した旨を連絡すること。
担当者名および連絡先(電話番号、FAX番号)を明記すること。
- 2-4 回答 平成29年3月10日(金)までに、全質問に対する回答を奈良県マーケティング課ホ
ームページにおいて公表する。

3 参加表明書の作成上の留意事項

- 3-1 参加表明書の作成方法
参加表明書の様式は、別添(様式1~3)に示すとおりとする。
- 3-2 参加表明書の提出
(1)提出期間:平成29年3月16日(木)の午後5時まで
受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。
(2)提出先:「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。
(3)提出物および提出部数 各1部
・様式1 参加表明書
・様式2 事業者・会社等概要
・様式3 本件業務と同類の業務実績
(4)提出方法:持参または郵送。
※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

4 技術提案書の提出を依頼する者を選定するための要件

参加表明書を提出した者のうち、参加資格を有する者について提出された参加表明書等により確認し、
技術提案書の提出を依頼する者として選定する。

なお、参加資格を有する者が6者以上の場合、上位5位まで選定する。

5 選定、非選定の通知

- 5-1 参加表明書を提出した者には、技術提案書の提出依頼または非選定の通知をする。このうち、選定
しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。
- 5-2 非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)
以内にその理由の説明を求めることができる。

5-3 上記5-2の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内に書面により行う。

5-4 非選定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとする。

(1)受付方法：持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(2)受付場所：「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(3)受付期間：上記5-2のとおり。

6 技術提案書の作成に関する質問の受付および回答

6-1 受付期間 平成29年3月21日(火)の午後5時まで。

受信の確認は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

6-2 提出先 「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

6-3 提出方法 FAXで提出し、電話にて送付した旨を連絡すること。

担当者名および連絡先(電話番号、FAX番号)を明記すること。

6-4 回答 平成29年3月23日(木)までに、全質問に対する回答を奈良県マーケティング課ホームページにおいて公表する。

7 技術提案書の作成上の留意事項

7-1 技術提案書等の作成方法

技術提案書の様式は別添(様式4-1~3)に示すとおりとする。

7-2 技術提案書の提出

(1)提出期間：平成29年3月24日(金)の午後5時まで

受付は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、県の休日を除く。

(2)提出先：「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(3)提出物および提出部数

- ・様式4-1 技術提案書
- ・様式4-2 実施体制
- ・様式4-3 企画提案
- ・様式5 見積書

正1部 副11部(副11部は企業・団体名を記載しないこと。)

(4)提出方法：持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

7-3 プロポーザルは具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。

7-4 技術提案書の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法に拠るものとする。

7-5 技術提案書の作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7-6 提出された技術提案書は返却しない。また、技術提案書を無断で他に使用してはいけない。

7-7 技術提案書がこの書面及び別添の様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

7-8 右肩の（商号又は名称）以外に、提出者（再委託先を含む）を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。記載がある場合はその項目を無効とする。

7-9 技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

7-10 技術提案書が複数のページにわたる場合は、ページ数を記入すること。

7-11 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。

7-12 技術提案を求める項目等

首都圏における県産農産物評価向上支援事業委託業務に関する企画提案

7-13 技術提案書の内容に関する留意事項

(1) 技術提案書には事業の目的及び業務内容を踏まえ、次の事項について記載および提出すること。

①実施体制

(ア) 事業全体の責任者及びその従事者の経歴、資格、経験等

(イ) 事業従事者に対する指揮監督（業務の趣旨を十分に理解し、確実に実施し、円滑に遂行できる）の体制

(ウ) 進捗状況及び実績の管理（具体的な手法とスケジュール管理）体制

②企画提案

(ア) 大田市場、築地市場（豊洲市場）等の首都圏市場への配送体制・配送タイムスケジュール、農産物の品質管理体制

(イ) 配送日の年間計画

(ウ) 首都圏のレストラン・量販店等への配送（円滑に遂行できる具体的な手法）対応

(エ) 農産物の集荷対応（県内集荷拠点と円滑に集荷できる具体的な手法を明記）、農産物の品質管理体制、配送可能な県産農産物

(オ) 配送手数料の徴収（手法、額の設定）

(カ) 「県内生産者等への広報および連携」方法

(キ) 具体的、効果的な首都圏における販路開拓・拡大の方法

(ク) 収支計画および将来的な事業計画

③見積書

・県委託料および手数料収入の按分について見積もること。

・出荷者から徴収する手数料収入額は、別紙2「H28年度実績」を参考に積算すること。

・事業に必要な機器、物品等は、事業者の所有するものの利用、リースあるいはレンタルでの対応とすること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングについて

① 提出のあった提案書等については、改めて指示する場所にてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

② プレゼンテーション及びヒアリングは、平成29年3月下旬に行う予定。なお、詳細については参加表明書の提出の後、技術提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知する。

7-14 委託上限額

10,000千円（消費税及び地方消費税の相当額を含む。）

（※ただし、当該業務に係る予算が議決されなかった場合は、当該業務手続きについて停止の措置を行う。）

8 技術提案書を特定するための評価基準

技術提案書の評価基準は次のとおりとする。正式な評価基準については5-1 技術提案書の提出依頼時に示すこととする。

評価項目	評価基準	評価点
実施体制	業務を遂行するために必要な体制となっており、人材が配置されている。	10点
企画力	実効性の高い首都圏への年間配送計画、配送体制・配送タイムスケジュール、および農産物の品質管理体制となっている。	10点
	適切な集荷拠点が県内に設置されており、実効性の高い「県内における農産物の集荷対応」の提案となっている。	10点
	実効性の高い首都圏のレストラン・量販店等への配送対応の提案となっている。	20点
	「県内生産者等への広報および連携」方法の提案が適切である。	10点
	具体的、効果的な「首都圏における販路開拓・拡大の方法」の提案となっている。	20点
業務コストの妥当性	提案内容を実現するための経費が漏れなく盛り込まれており、収支計画(収支の妥当性、事業費のバランス・妥当性)が適切で、業務の継続性が担保される内容となっている。	20点

9 特定、非特定の通知

9-1 技術提案書を提出した者には、特定または非特定を通知する。このうち、特定しなかった者に対しては、その理由を書面により通知する。

9-2 非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日(県の休日を除く。)以内にその理由の説明を求めることができる。

9-3 上記9-2の回答は、説明を求めることが出来る最終日の翌日から起算して10日(県の休日を除く。)以内に書面により行う。

9-4 非特定理由の説明書請求の受付方法、場所及び受付期間は以下のとおりとする。

(1) 受付方法：持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(2) 受付場所：「2 参加表明書の作成に関する質問の受付および回答 2-2 提出先」と同じ。

(3) 受付期間：上記9-2のとおり。

10 その他留意事項

- 10-1 契約書の作成を要する。
- 10-2 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、当該業務の技術提案書を無効とする。
- 10-3 技術提案書提出期限後における記載内容の変更（追加）は、原則として認めない。
- 10-4 提出された技術提案書は、特定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。特定を行う作業の終了後には裁断して廃棄する。
- 10-5 提出された技術提案書およびその複製は、技術提案書の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- 10-6 技術提案書提出後であっても、随意契約の相手方として特定されるまでは、いつでも辞退することができる。また、辞退したことを理由として以後の特定等に不利益な取り扱いを受けるものではない。
- 10-7 原則として、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託できない。ただし、あらかじめ当該作業を完全に履行するために関与するすべての委託先（順次再委託する場合は最終の委託先まで）を特定し、再委託の内容、そこに含まれる情報、その他再委託先に対する管理方法等を記載した書面を奈良県へ提出し、承諾を得た場合はこの限りではない。
- 10-8 成果物及び構成素材に係わる知的財産権等の取扱い
- ①構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - ②本業務に関する著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、すべて奈良県に帰属するものとする。
- 10-9 本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。
- ①奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
 - ②本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - (ア) 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - (イ) 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (ウ) 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - (エ) 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - (オ) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 10-10 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するように指導すること。